

病床削減支援給付金の活用について

1 要旨

地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進させるため、国の令和2年度病床機能再編支援補助金を活用して、医療機関の病床削減に給付金を支給する支援給付金支給事業が実施される。(令和2年度新規事業)

令和2年度の事業実施にあたり、病床機能報告対象医療機関に給付金の活用について意向調査を実施したところ、2に掲げる医療機関から給付金活用の意向があった。

については、これらの医療機関の事業計画が地域医療構想を実現するために必要な病床削減で、当該給付金を活用することの妥当性について、当圏域の意見を取りまとめる。

2 意見照会内容

次の医療機関の病床機能再編（病床削減）事業計画が地域医療構想を実現するために必要な病床削減であり、当該給付金を活用することが妥当なものであるかについて、御意見を伺う。

- 当該給付金活用の意向がある医療機関（資料 1-2 ①～③参照）

区分	医療機関名	H30 許可 病床数	削減後 病床数	削減数	削減時期	計画書
病院	藤井病院	47 床	38 床	9 床	令和 3 年 3 月	資料 1-2①
診療所	斎整形外科	19 床	0 床	19 床	令和 3 年 3 月	資料 1-2②
診療所	中川外科胃腸科	19 床	3 床	16 床	令和 3 年 1 月	資料 1-2③

3 病床削減支援給付金の概要（資料 1-3 参照）

(1) 支給対象

平成 30 年度病床機能報告において、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象 3 区分」という。）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を 1 床以上報告し、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に対象 3 区分のいずれかの病床の削減を行う病院等の開設者又は開設者であった者であること。

(2) 主な支給要件

- ① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたものであること。
- ② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること

4 今後のスケジュール

令和 3 年 3 月初旬 広島圏域地域医療構想調整会議・病院部会合同会議で意見照会
 令和 3 年 3 月初旬 上記回答のとりまとめ調整
 令和 3 年 3 月中旬 (県) 広島県医療審議会での意見聴取
 令和 3 年 3 月下旬 (県) 交付決定

病床機能再編事業計画書

(地域医療構想の推進に資する病床削減)

構想区域	広島地域構想区域
医療機関名	藤井病院

■ 計画概要

1. 令和2年4月1日時点の状況

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
許可病床数		47				47
稼働病床数		47				47

※許可病床に精神病床、結核病床、感染症病床は含まない

参考		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
平成30年度 病床機能報告	許可病床		47				47
	稼働病床		47				47
令和元年度 病床機能報告	許可病床		47				47
	稼働病床		47				47

2. 病床削減実施後の許可病床数

削減(予定)時期	令和 3 年 3 月
----------	------------

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
許可病床数		38			38
削減病床数 (許可病床ベース)	0	▲ 9	0	0	▲ 9

3. 病床削減計画の内容、削減の影響(患者等)とその対応方針

病床を9床削減する計画である。この計画は、地域医療構想の実現に向けて、病床機能分化・連携に必要な計画と考える。
 また、病床削減により患者の療養環境の改善を図る。
 なお、病床数の減少により、救急患者の受け入れが困難になる可能性があるため、病院群輪番制より脱退するものの入院治療内容の低下を来たさないように病診連携を再検討する。

4. 病床削減計画と地域医療構想の関係 (病床削減が構想の実現に資すると考える理由)

当該圏域は病床過剰地域である上、広島県地域医療構想における令和7(2025)年必要病床数13,063床に対して、令和元(2019)年度病床機能報告では13,706床であり、643床の過剰となっている。
 また、医療機能別病床数においても急性期の令和7(2025)年必要病床数4,242床に対して、令和元(2019)年度病床機能報告では4,951床となっており、709床過剰となっている急性期病床を9床削減する当院の病床削減計画は、当該圏域の地域医療構想に資するものとする。

病床機能再編事業計画書

(地域医療構想の推進に資する病床削減)

構想区域	広島地域構想区域
医療機関名	医療法人社団 斎整形外科

■計画概要

1. 令和2年4月1日時点の状況

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
許可病床数		19				19
稼働病床数		19				19

※許可病床に精神病床, 結核病床, 感染症病床は含まない

参考		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
平成30年度 病床機能報告	許可病床		19				19
	稼働病床		19				19
令和元年度 病床機能報告	許可病床		19				19
	稼働病床		19				19

2. 病床削減実施後の許可病床数

削減(予定)時期	令和 3 年 3 月
----------	------------

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
許可病床数		0			0
削減病床数 (許可病床ベース)	0	▲ 19	0	0	▲ 19

3. 病床削減計画の内容, 削減の影響(患者等)とその対応方針

地域医療や身近な緊急避難医療施設としての役割の下, 医療活動を行っている。
この計画は地域医療構想の実現に向けて, 病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減に資する計画と考える。
なお, 入院施設の廃止により, 入院が必要な患者様には今まで培った連携施設を中心に患者様にとって最適な病院を紹介し, 責任を果たす所存である。

4. 病床削減計画と地域医療構想の関係 (病床削減が構想の実現に資すると考える理由)

当該圏域は病床過剰地域である上, 広島県地域医療構想における令和7(2025)年必要病床数13,063床に対して, 令和元(2019)年度病床機能報告では13,706床であり, 643床の過剰となっている。
また, 医療機能別病床数においても急性期の令和7(2025)年必要病床数4,242床に対して, 令和元(2019)年度病床機能報告では4,951床となっており, 709床過剰となっている急性期病床を19床削減する当院の病床削減計画は, 当該圏域の地域医療構想に資するものと考えられる。

病床機能再編事業計画書

(地域医療構想の推進に資する病床削減)

構想区域	広島地域構想区域
医療機関名	医療法人社団俊幸会 中川外科胃腸科

■ 計画概要

1. 令和2年4月1日時点の状況

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
許可病床数	0	19	0	0	0	19
稼働病床数	0	19	0	0	0	19

※許可病床に精神病床, 結核病床, 感染症病床は含まない

参考		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
平成30年度 病床機能報告	許可病床	0	19	0	0	0	19
	稼働病床	0	19	0	0	0	19
令和元年度 病床機能報告	許可病床	0	19	0	0	0	19
	稼働病床	0	19	0	0	0	19

2. 病床削減実施後の許可病床数

削減(予定)時期	令和 3 年 1 月
----------	------------

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
許可病床数	0	3	0	0	3
削減病床数 (許可病床ベース)	0	▲ 16	0	0	▲ 16

3. 病床削減計画の内容, 削減の影響(患者等)とその対応方針

地域医療構想の実現に向けて, 医療機能の再編, 病床数の適正化に資するよう, 病床を16床削減する計画である。

当院は胃腸科, 肛門外科, 消化器内科を診療している。内視鏡的ポリペクや肛門疾患手術後の患者の経過観察のための入院療養として必要な病床3床を維持するものである。このことにより, 影響は最小限で済むものと考えている。

4. 病床削減計画と地域医療構想の関係 (病床削減が構想の実現に資すると考える理由)

当該圏域は病床過剰地域である上, 広島県地域医療構想における令和7(2025)年必要病床数13,063床に対して, 令和元(2019)年度病床機能報告では13,706床であり, 643床の過剰となっている。

また, 医療機能別病床数においても急性期の令和7(2025)年必要病床数4,242床に対して, 令和元(2019)年度病床機能報告では4,951床となっており, 709床過剰となっている急性期病床を16床削減する当院の病床削減計画は, 当該圏域の地域医療構想に資するものと考えられる。

1. 医療機能の分化・連携に必要な病床削減支援

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を1床以上報告し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床削減を行う病院等（以下「病床削減病院等」という。）の開設者又は開設者であった者。

支給要件

地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。

病床削減病院等における**病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下**であること。

同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。

同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

支給額の算定方法

平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたりの額を支給。

一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については2,280千円/床を交付。

上記及びの算定にあたっては、**回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。**

【イメージ】

対象3区分の稼働病床数
(H30年度病床機能報告)

病床稼働率75%

病床25床

病床75床
(許可病床数100床×病床稼働率75%)

一日平均
実働
病床
数

削減

病床25床

病床5床

病床70床

1,824千円/床
×25床 =
45,600千円

+α削減部分

2,280千円/床
×5床 =
11,400千円

病床稼働率	削減した場合の1床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

補助金の算定の計算には休床分は含めない

(45,600千円) + (11,400千円) = 57,000千円の交付